

# ○大崎市地域自治組織活性事業交付金交付要綱

平成19年5月11日

告示第87号

改正 平成19年6月27日告示第125号

平成21年4月1日告示第98号

平成22年4月1日告示第28号

平成25年3月13日告示第42号

平成26年3月25日告示第66号

平成29年3月28日告示第54号

平成30年5月30日告示第108号

令和2年3月16日告示第35号

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基礎交付金（第5条—第7条）

第3章 支援交付金（第8条—第10条）

第4章 額の確定及び交付方法（第11条・第12条）

第5章 雑則（第13条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 市は、地域自治組織の円滑な運営及び地域の特性や資源を活かした個性ある地域づくりを支援するため、予算の範囲内で大崎市地域自治組織活性事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象事業及び団体)

第2条 交付金の交付の対象となる事業は、次に掲げる団体が行う自主的な地域づくり活動を目的に行う事業（以下「事業」という。）とする。

(1) まちづくり協議会（大崎市まちづくり協議会条例（平成18年大崎市条例第25号）に規定するまちづくり協議会をいう。以下同じ。）

(2) 部会（大崎市まちづくり協議会条例施行規則（平成18年大崎市規則第24号。以下「まちづくり規則」という。）に規定する部会をいう。以下同じ。）

(3) 地域づくり委員会（まちづくり規則に規定する地域づくり委員会をいう。以下同じ。）

(交付対象経費)

第3条 交付金の対象となる経費は、前条の団体が事業実施に必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は、交付対象経費から除くものとする。

(1) 事業に伴う飲食費及び就業者の雇用に要する経費

(2) 事業を伴わない備品のみの購入に要する経費

(3) 専ら営利目的で行う事業に要する経費

(4) 交際費、慶弔費など直接公益的な事業に結びつかない経費

(交付金の種類及び交付額等)

第4条 交付金の種類及び交付額等は、別表に定めるとおりとする。

(平22告示28・一部改正)

## 第2章 基礎交付金

(基礎交付金交付申請)

第5条 規則第4条第1項の規定による基礎交付金の交付申請書の様式は、大崎市地域自治組織活性事業基礎交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は、別に市長が定

める日までとする。

2 規則第4条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 基礎交付金事業計画書(様式第2号)

(2) 基礎交付金収支予算書(様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(平22告示28・一部改正)

(基礎交付金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否及び交付金額について決定し、大崎市地域自治組織活性事業基礎交付金交付決定通知書(様式第4号)により通知しなければならない。

(基礎交付金の実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定による交付事業実績報告書は、大崎市地域自治組織活性事業基礎交付金報告書(様式第5号)によるものとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の交付事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 基礎交付金事業報告書(様式第6号)

(2) 基礎交付金収支決算書(様式第7号)

(3) その他市長が必要と認める書類

第3章 支援交付金

(平22告示28・改称)

(支援交付金交付申請)

第8条 ステップアップ事業交付金及びチャレンジ事業交付金(以下「支

援交付金」という。)の交付申請書の様式は、大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金交付申請書(様式第8号)によるものとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は、別に市長が定める日までとする。

2 規則第4条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体概要調書(様式第9号)
- (2) 支援交付金事業計画書(様式第10号又は様式第11号)
- (3) 支援交付金収支予算書(様式第12号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(平22告示28・一部改正)

(支援交付金の審査及び交付の決定)

第9条 市長は、支援交付金の交付について、大崎市地域自治組織活性化事業交付金審査委員会条例(平成19年大崎市条例第32号)に基づく委員会の審査を経て決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の可否決定をしたときは、大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金決定通知書(様式第13号)により通知しなければならない。

(平19告示125・平22告示28・一部改正)

(支援交付金の実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による交付事業実績報告書は、大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金報告書(様式第14号)によるものとし、その提出部数は1部とし、その提出期限は、市長が別に定める日までとする。

2 前項の交付事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 支援交付金事業報告書(様式第15号又は様式第16号)

(2) 支援交付金収支決算書（様式第17号）

(3) その他市長が必要と認める書類

（平22告示28・一部改正）

#### 第4章 額の確定及び交付方法

（交付金の額の確定）

第11条 規則第14条の規定による通知は、基礎交付金にあつては大崎市地域自治組織活性事業基礎交付金確定通知書（様式第18号）、支援交付金にあつては大崎市地域自治組織活性事業支援交付金確定通知書（様式第19号）によるものとする。

（平22告示28・一部改正）

（交付金の交付方法）

第12条 交付金は、規則第14条の規定による交付金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の遂行上必要と認めるときは、規則第16条ただし書の規定により、概算払の方法により交付できるものとする。

2 前項ただし書の規定により、概算払により交付金の交付を受けようとするものは、規則第7条の規定による交付金の交付の決定の通知を受理した日以降速やかに大崎市地域自治組織活性事業交付金請求書（様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（平22告示28・一部改正）

#### 第5章 雑則

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市民協働推進部長が別に定める。

#### 附 則

1 この告示は、平成19年5月11日から施行し、平成19年度に係る

交付金に適用する。

2 この告示は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合は、当該交付金にも適用するものとする。

附 則（平成19年6月27日告示第125号）

この告示は、平成19年6月27日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第98号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日告示第28号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月13日告示第42号）

この告示は、平成25年3月13日から施行する。

附 則（平成26年3月25日告示第66号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第54号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月30日告示第108号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年3月16日告示第35号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（平22告示28・全改，平26告示66・平29告示54・令2告示35・一部改正）

交付金の種類	交付団体	交付額及び交付率
--------	------	----------

基礎交付金	まちづくり協議会	古川まちづくり協議会	8,429,000円	
		松山まちづくり協議会	1,871,000円	
		三本木まちづくり協議会	2,018,000円	
		鹿島台まちづくり協議会	2,331,000円	
		岩出山まちづくり協議会	2,233,000円	
		鳴子まちづくり協議会	1,861,000円	
		田尻まちづくり協議会	2,249,000円	
		上記の金額を上限とする。		
		支援交付金	ステップアップ事業交付金	まちづくり協議会、部会及び地域づくり委員会
チャレンジ事業交付金	まちづくり協議会、部会及び地域づくり		地域の特性や資源を活かした地域づくり事業に要する経費の80%の額（1事業あたりの上限額を100万円とし，年間2事業を限度とする。）	

付金	り委員会	
----	------	--



様式第1号(第5条関係)

大崎市地域自治組織活性事業基礎交付金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

年度において、下記のとおり地域づくり事業を実施したいので、大崎市地域自治組織活性事業交付金交付要綱第5条の規定により、大崎市地域自治組織活性事業基礎交付金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

- 添付書類
- 1 基礎交付金事業計画書(様式第2号)
  - 2 基礎交付金収支予算書(様式第3号)
  - 3 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

基礎交付金事業計画書

1 団体名	
2 活動内容	
3 活動の目的 及び効果	
4 備考	

様式第3号(第5条関係)

基礎交付金収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付金 充当額	積算内訳

添付資料：基礎交付金を部会又は地域づくり委員会へ支出する場合は、当該団体の収支予算書の写し

様式第4号(第6条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業基礎交付金交付決定通知書

第 号

(団体名)

(代表者)

年 月 日付で交付申請のあった大崎市地域自治組織活性化事業基礎交付金については、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第6条の規定により下記条件を付して、金 円を交付します。

年 月 日

大崎市長

記

- 1 大崎市補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に従わなければならない。
- 2 規則及び要綱に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 交付金は、市長の承認を受けないで交付金交付の目的以外に使用してはならない。

様式第5号(第7条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業基礎交付金報告書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付大崎市指令 第 号で交付決定を受けた大崎市地域自治組織活性化事業基礎交付金について、下記のとおり実施したので、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

添付書類 1 基礎交付金事業報告書(様式第6号)

2 基礎交付金収支決算書(様式第7号)

3 その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第7条関係)

基礎交付金事業報告書

1 団 体 名	
2 活 動 内 容	
3 成 果 と 課 題, 今 後 の 方 向 に 向 け た 取 組	
4 備 考	

様式第7号(第7条関係)

基礎交付金収支決算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入決算額	決算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出決算額	交付金 充当額	決算内訳

添付資料：領収書の写し，基礎交付金を部会又は地域づくり委員会へ支出した場合は，当該団体の収支決算書の写し

様式第8号(第8条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金交付申請書

年 月 日

大崎市長 様

名 称 \_\_\_\_\_

所 在 地 \_\_\_\_\_

会 長 名 \_\_\_\_\_ (印)

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

年度において、下記のとおり(ステップアップ・チャレンジ)事業を実施したいので、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第8条の規定により、大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 円

- 添付書類
- 1 団体概要調書(様式第9号)
  - 2 支援交付金事業計画書(様式第10号又は様式第11号)
  - 3 支援交付金収支予算書(様式第12号)
  - 4 その他市長が必要と認める書類



様式第9号(第8条関係)

団 体 概 要 調 書

団 体 名				
団体所在地	〒			
代表者氏名				
連 絡 先	事務担当者 氏 名			
	事務担当者 電 話 番 号			
	代 表 者 電 話 番 号			
団 体 の 概 要	設立年月日	年 月 日	会 員 数	人
	収 入 源			
	(活動目的)			
活 動 内 容	今までの 主な 実 績			
	今年度の 予定			
団体の自己評価 及びPR等 自由意見記入欄				

様式第10号(第8条関係)

支援交付金事業計画書

ステップアップ事業の名称	人材育成 または 人材発掘	有 無	区分	新規 継続
<b>ステップ1. 課題の洗い出し【課題・問題設定】</b>				
地域の悩み, 困りごと				
共有された地域課題 (みんなで話し合ったこと)				
地域の希望や期待 (話し合った結果わかったこと)				
<b>ステップ2. 現状把握・分析【現状の認識】</b>				
現在の状態				
今後の予想・推移				
<b>ステップ3. 課題解決のための目標設定【目標の設定】</b>				
期待される効果・目標 (何を・いつまでに・どのような状態に)				
成果のイメージ (実施したら)				
<b>ステップ4. 課題解決の方策【事業内容】</b>				
実施内容 (いつ・どこで・誰が・何を・どのように)				
事業に対する地域住民の理解・共有, 周知方法				
経費の精査 (交付金の使い道)				
事業の継続性 (今後の見通し)				
行政との協働 (協力関係, 役割分担)				
他団体との協働, 事業実施後の展望(方向性)など, 特にアピールしたいこと				

様式第11号(第8条関係)

支援交付金事業計画書

チャレンジ事業の名称	

備考 事業目的及び概要(地域らしさ(特色), 参加者範囲, 波及効果, 将来性, 周知方法など), 事業費及び自己財源の確保策, 基礎交付金の使い道など自由に記載してください。

様式第12号(第8条関係)

支援交付金収支予算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入予算額	積算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出予算額	交付金 充当額	積算内訳

様式第13号(第9条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金決定通知書

第 号

(団体名)

(代表者)

年 月 日付で交付申請のあった大崎市地域自治組織活性化事業(ステップアップ・チャレンジ)事業交付金については、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

交付する。(交付額 円)

- 1 大崎市補助金等交付規則(以下「規則」という。)及び大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱(以下「要綱」という。)に従わなければならない。
- 2 規則及び要綱に違反した場合には、交付金の全部又は一部を返還させることがある。
- 3 交付金は、市長の承認を受けずに交付金交付の目的以外に使用してはならない。

交付しない。

理由

年 月 日

大崎市長

様式第14号(第10条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金報告書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ (印)

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付大崎市指令 第 号で交付決定を受けた大崎市地域自治組織活性化事業(ステップアップ・チャレンジ)事業交付金について、下記のとおり実施したので、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

添付書類 1 支援交付金事業報告書(様式第15号又は様式第16号)

2 支援交付金収支決算書(様式第17号)

3 その他市長が必要と認める書類

様式第15号(第10条関係)

支援交付金事業報告書

ステップアップ事業の名称		区分	新規 継続
取組状況			
事業効果			
今後の展開			
その他			

備考 事業を実施するに際しての取組状況(目的意識と情報の共有, 事業内容など)と事業効果(課題・問題の解決状況など)及び今後の展開等について記載してください。

様式第16号(第10条関係)

支援交付金事業報告書

チャレンジ事業の名称	

備考 実施状況と事業効果(実施時期, 参加者数, 地域住民の評価(声, 意見), 波及・広まりについてなど), 反省点と発展・継続するための方策など自由に記載してください。



様式第17号(第10条関係)

支援交付金収支決算書

歳入

(単位：円)

区分	歳入決算額	決算内訳

歳出

(単位：円)

区分	歳出決算額	交付金 充当額	決算内訳

添付資料：領収書の写し

様式第18号(第11条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業基礎交付金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大崎市長



年 月 日付大崎市指令 第 号で交付決定した大崎市地域自治組織活性化事業  
基礎交付金については、年 月 日付けで提出されました大崎市地域自治組  
織活性化事業基礎交付金報告書に基づき、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第11  
条の規定によりその額を 金 円に確定する。

様式第19号(第11条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業支援交付金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大崎市長



年 月 日付大崎市指令 第 号で交付決定した大崎市地域自治組織活性化事業(ステップアップ・チャレンジ)事業交付金については、年 月 日付けで提出されました大崎市地域自治組織活性化事業(ステップアップ・チャレンジ)事業交付金報告書に基づき、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第11条の規定によりその額を 金 円に確定する。

様式第20号(第12条関係)

大崎市地域自治組織活性化事業交付金請求書

年 月 日

大崎市長 様

名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ ㊟

電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日付大崎市指令 第 号で交付決定のあった大崎市地域自治組織活性化事業交付金について、大崎市地域自治組織活性化事業交付金交付要綱第12条の規定により、下記金額を(概算払の方法により)交付されるよう請求します。

記

請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

金融機関名 (郵便局以外)	銀行・農協・信用組合 信用金庫・労働金庫	支店 支所 出張所
口座番号	普通・当座	
フリガナ		
口座名義人		

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）

（平22告示28・全改，平29告示54・一部改正）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

（平22告示28・全改，平29告示54・一部改正）

様式第8号（第8条関係）

（平22告示28・全改）

様式第9号（第8条関係）

様式第10号（第8条関係）

（平30告示108・全改）

様式第11号（第8条関係）

（平22告示28・旧様式第10号繰下・一部改正）

様式第12号（第8条関係）

（平22告示28・追加）

様式第13号（第9条関係）

（平22告示28・旧様式第12号繰下・一部改正）

様式第14号（第10条関係）

（平22告示28・旧様式第13号繰下・一部改正）

様式第15号（第10条関係）

（平22告示28・追加）

様式第16号（第10条関係）

（平22告示28・旧様式第14号繰下・一部改正）

様式第 17 号 (第 10 条関係)

(平 22 告示 28 ・追加)

様式第 18 号 (第 11 条関係)

(平 22 告示 28 ・旧様式第 16 号繰下)

様式第 19 号 (第 11 条関係)

(平 22 告示 28 ・旧様式第 17 号繰下 ・一部改正)

様式第 20 号 (第 12 条関係)

(平 22 告示 28 ・旧様式第 18 号繰下 ・一部改正)